



TIPLO News

2023年2月号(J282)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 知的財産局が「2017～2021年産業別商標登録出願の趨勢分析」レポートを発表
- 02 知的財産事件審理法改正案が立法院第三読会を通過、営業秘密侵害訴訟の保護をより強化
- 03 産業創新条例第10条の2及び第72条改正案が立法院第三読会を通過

台湾知的財産権関連の判決例

01 専利権関連

特許請求の範囲の解釈には、内部証拠と外部証拠を参酌でき、内部証拠の提供を優先する

今月のトピックス

J230113Y2

01 知的財産局が「2017～2021年産業別商標登録出願の趨勢分析」レポートを発表

世界知的所有権機関（WIPO）は2022年11月21日に「2022年世界知的財産権指標（World Intellectual Property Indicators 2022、略称「WIPI 2022」）レポート」を発表し、2021年に行われた商標の出願総数、登録総数、各国の1000億米ドルGDP当たり出願区分数等のデータを公開した。知的財産局（TIPO）は台湾の2021年データとWIPI 2022とを対比して、分析と比較をまとめ、「2017～2021年産業別商標登録出願の趨勢分析（原文名：2017-2021年産業申請商標案件趨勢分析）」レポートを作成した。その重点は以下の通り。

2021年は台湾内でのコロナ感染が拡大したため、国内消費が打撃を受けたが、内国出願人の出願区分数はなお1.82%成長した。さらに世界的にコロナ感染がピークに達した後、徐々にピークアウトし、外国出願人による台湾での出願区分数もやや回復して、2020年に比べて1.15%の小幅成長となった。

2021年の世界における商標出願区分数は顕著に増加して、1815万区分近くに達した。国・地域知財庁別にみると、1位の中国が945万区分、2位の米国が89.9万区分、3位の欧州連合知的財産庁（EUIPO）が49.7万区分、4位のインドが48.8万区分、5位の英国が45万区分となっている。日本は36.4万区分で、前回（2020年）の3位から9位に後退し、韓国も36万区分で、9位から10位に後退している。台湾は12.3万区分で、18位から17位へとワンランク上昇した。また、台湾の商標登録区分数は10万2千余区分で、同じく世界17位となり、許可率は約87%に達し、世界の平均を上回った。

台湾における外国出願人による商標出願の上位4産業部門（Industry Sector）は多い順に「研究・技術/Research and technology」、「保健/Health」、「農業/Agriculture」、「衣類・アクセサリ/Clothing and accessories」、WIPOの非居住者による商標出願の上位4区分は「研究・技術」、「保健」、「衣類・アクセサリ」、「レジャー・教育/Leisure and education」であり、1位と2位の産業部門が共通している。両者の外国出願人（非居住者）による商標出願のうち「研究・技術」が全体に占める割合はいずれも約20%に達しており、台湾と世界はほぼ同じ水準にあった。また台湾において外国出願人が「保健」分野で出願した割合はWIPOでの水準を上回っており、外国出願人が台湾の保健分野におけるブランドの潜在的成長力を重視していることがわかる。

2021年世界における商標出願は件数ベースで1400万件、区分ベースで1810万区分余りに上り、区分では前回比で5.5%成長した。一方、台湾における商標出願は件数ベースで9.5万件、区分ベースで12万区分余りに達し、世界で17位に格付けされ、5年連続で成長を遂げている。（2023年1月）

02 知的財産事件審理法改正案が立法院第三読会を通過、営業秘密侵害訴訟の保護をより強化

知的財産事件審理法改正案が 2023 年 1 月 12 日付けで立法院第三読会を通過した。通過した改正条文は計 77 条（新設 36 条、修正 41 条）に上り、規範は現行法の僅か 41 条より大幅に増えている。今回の法改正における 9 つの重点は以下の通り。

一、営業秘密侵害訴訟資料の保護を強化—営業秘密侵害事件はすべて知商裁判所で審理し、各措置で訴訟中の営業秘密の保護を強化

修正の重点として、第一審知的財産民事事件は知的財産及び商事裁判所（以下「知商裁判所」）の管轄となること、専門的で、適切かつ迅速な審理という目標を達成するために一般営業秘密侵害罪の「第一審刑事事件」（付帯民事訴訟を含む）は知商裁判所第一審知的財産法廷で審理すること、国家安全法の規定に合わせて、国家コアテクノロジーを侵害した営業秘密刑事事件については、高等裁判所レベルに相当する第二審知的財産法廷を第一審の管轄裁判所とすることが含まれているほかに、最高裁判所に知的財産事件を専門に取り扱う専門法廷又は専門部署を設置して、専門的な審理の徹底を図ると規定されている。

そのほかに、営業秘密の証拠書類において識別できないようにするためのコード名又は代替名、並びに証拠書類情報を知る権利を追加し、秘密保持命令制度を修正して、営業秘密の証拠書類の内容を保護する。また秘密保持命令違反罪については非親告罪とし、刑事責任を加重する。さらに「海外での秘密保持命令違反罪」を導入して、営業秘密訴訟資料の保護を着実にを行う。

二、知的財産事件の集中審理—審理計画制度の導入

弁護士強制代理制度を運用する特定の事件である場合、又はその他の事情が繁雑である、若しくは必要である場合に、裁判所は当事者と審理計画を相談して定めなければならないとの規定を追加する。また訴訟機能を高めるため、審理計画違反事項に係る法律効果を規定する。

三、弁護士強制代理の運用を拡大

知的財産民事事件は法律の専門性が高いことを考慮して、当事者の権益を保護し、審理効率を高めるため、特定の類型の知的財産民事事件については弁護士による代理を強制する規定を新設する。

四、専門家による審理参加を拡大—査証制度と専門家証人制度の導入

裁判所が先進的かつ高度な技術性及び専門性を求められる訴訟事件における事実を発見するのを支援し、証拠偏在という問題を解決し、当事者の訴訟における武器対等を促進するため、日本の《特許法》規定を参考として、訴訟提起後に裁判所に対して中立な技術専門家を選任するよう申し立て、証拠集めを行わせる「査証」制度を導入する。また、専門的で、適切かつ迅速に当事者の紛争を解決することをめざして、商事事件審理法で採用されている「専門家証人制度」を準用する規定を追加する。

五、紛争の一括的解決、裁判の不一致回避—司法と行政との情報交流制度を設立

司法審理と行政審議との間の情報交流制度、及び知的財産所轄機関に対する諮問制度の設立、更に独占的許諾に係る訴訟告知義務及び知的財産権の有効性判断不一致にかかる再審（の訴えの）制限を追加することによって、裁判の不一致を回避する。

六、審理効率の向上—技術審査官の報告書をさらに透明化

技術審査官が作成した報告書は、裁判所が必要であると認めた時、全部又は一部の内容を公開することができ、しかも当事者に弁論の機会を与えるものであり、それによって始めて裁判の基礎として採用することができる。また、被害者側による（権利侵害に係る）証明責任の負担を軽減し、権利侵害行為者に具体的な答弁義務を課す。

七、審理の IT 設備運用増進で、司法 IT 化を強化

IT 設備を運用した訴訟手続対象を拡大するよう修正するとともに、裁判書類正本を電子ファイルで送達できるとの規定を追加する。

八、被害者参加制度を追加して、積極的に被害者の権益を保護

被害者の権益を保障するため、刑事訴訟法の被害者訴訟参加関連規定を準用する規定を追加する。

九、実務上の争議の解決

「訂正の再抗弁」制度及び「付帯民事訴訟手続き」等の関連規定を修正して、訴訟の紛争解決のための機能を強化する。

(2023 年 1 月)

J230107Y9

03 産業創新条例第 10 条の 2 及び第 72 条改正案が立法院第三読会を通過

経済部の「産業創新条例（Statute for Industrial Innovation）第 10 条の 2 及び第 72 条」改正案が、2023 年 1 月 7 日付けで立法院第三読会を通過した。経済部によると、台湾は世界のサプライチェーンにおいて重要な一端を担っており、グローバル企業にとって長期にわたって信頼を置けるビジネスパートナーであり、独自性と代替不可能性を有する。米国、日本、韓国、EU 等が巨額の奨励措置を打ち出して、主要産業（key industry）の自主性向上を推進しているため、台湾も主要産業の国際競争における優位性を強化すべきであり、経済部は産業創新条例第 10 条の 2 及び第 72 条の改正案を提出したという。今回の法改正は、主要産業による研究開発及び設備への投資についてより優遇的な税額控除を提供するものであり、適用資格要件について一定のハードルを設置し、企業が台湾に積極的に投資して根を下ろすことを奨励するとともに、経済協力開発機構（OECD）による国際法人税最低税率ルールを精神を取り入れて、産業の発展と適正な税負担の両面を考慮している。改正の重点は以下の通り。

- 一、適用対象は産業の種類に制限されず、台湾で技術革新を行い、かつ国際サプライチェーンにおいて重要な地位を占めている企業であればよく、適用要件に該当するものはすべて適用を申請することができる。
- 二、適用要件には、当年度の研究開発費と研究開発費比率（研究開発費が純収益に占める比率）が一定の規模に達していること、かつ実効税率

が一定の比率に達していることが含まれる。即ち 2023 年度の実効税率が 12%、2024 年度からは 15%に達している必要があるが、2024 年については経済部が財政部とともに、OECD による国際法人税最低税率ルールを斟酌して、台湾企業に猶予期間を与えるために行政院に 12%に調整することを求めることができる。

三、適用要件に該当する場合は、先進的かつ革新的な研究開発支出額の 25%が当年度の納めるべき営業事業所得税から控除される。また先進製造工程に用いる設備の購入費（一定額に達している必要あり）の 5%が控除される。両者の控除税額はそれぞれ当年度の納めるべき営業事業所得税の 30%を越えてはならず、両者の合計額は 50%を越えてはならない。

四、施行期間は 2023 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までとする。

外界の関心を集めている関連法策定の方角については、経済部が財政部とともに 6 ヶ月以内に関連法案を策定する予定。適用要件の規模や用語の定義については、国内外の産業発展状況、主要な上場/店頭公開企業の研究開発費及び産業の研究開発費比率等を参考にするとともに、産業界の意見を集め、産業界、官界、学界の専門家の意見を聴取して定める。同時に産業発展の趨勢に対応してリアルタイムかつ段階的に修正を行う。さらに申請の流れ、申請の期限、審査の枠組み及び書式等についても関連法で定める。今後、出願案件は審査の枠組みを通じて、関連部署と外部専門家を招いて一緒に審査を行う。さらに、立法委員が関心を寄せている中小企業とイノベーション発展等の議題について、経済部は商品開発、デジタル転換、資金協力等の措置を提供して、多元的な政策ツールで発展に協力していく。(2023 年 1 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権

Ⅰ 特許請求の範囲の解釈には、内部証拠と外部証拠を参酌でき、内部証拠の提供を優先する

■ ハイライト

上訴人は 2010 年 4 月 21 日に「タッチスクリーン型モバイル機器向け株式相場アプリの統計価格マークを表示する装置と方法（原文：觸控式行動設備金融看盤軟體之價量統計價位標記顯示之裝置與方法）」について特許を出願し、被上訴人（知的財産局）の審査を経て特許が付与された（以下「係争特許」、添付図の通り）。その後参加人（無効審判請求人）は係争特許が特許付与時の専利法第 22 条第 2 項に該当し、特許を受けることができないとして、無効審判を請求した。本件は被上訴人により審理され、「請求項 1 乃至 10 については請求が成立し、取り消す」との処分が下された。上訴人はこれを不服として、段階を踏んで行政訴訟を提起した。本件は知的財産裁判所（2021 年 7 月 1 日に知的財産及び商事裁判所と改名。以下「原審」）で審理された後、その訴えは棄却された。上訴人はこれを不服として、その後本件上訴を提起した。

上訴人は、原判決は係争特許の請求項における「任意の組合せ」の意味を誤解しており、特許請求の範囲を解釈する原則の適用に関する誤りという違法がある、と主張した。

上述の問題について、最高行政裁判所は次のように指摘した：

一、特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲を解釈するときは、発明の説明と図面を参酌することができる。…特許請求の範囲を解釈するとき、発明の説明と図面は従属的地位にある…ただし、明細書に記載されている特許請求の範囲は通常、保護を請求する範囲についての必要な記述にすぎず、明確ではない箇所があるかもしれず、特許請求の範囲における文言の意味に限定するべきではなく、明細書と図面を参酌してその目的、技術内容、特徴及び効果を理解し、それを根拠として実質的内容を特定すべきである。

二、また、特許請求の範囲の解釈には、内部証拠と外部証拠を参酌でき、前者は請求項の文言、発明の説明、図面及び包袋であり、後者は内部証拠を除くその他の証拠である。

三、調べたところ、本件の係争特許の請求項 1、6 に「……前記統計情報から『少なくとも 1 つ』のマーク表示価格帯を選び、前記マーク表示価格帯には 1 つの現在値価格帯、1 つの最高値価格帯、1 つの最安値価格帯、1 つの始値価格帯、1 つの昨日終値価格帯の『任意の組合せ』が含まれ、価格マークを前記マーク表示価格帯に表示する……」等と記載され、明細書第 10 頁には…係争特許の 1 つの実施例として、価格帯別出来高統計画面に 5 種類の価格マークがそれぞれ 5 つの異なるマーク表示価格帯に表示されるものが開示され、明細書第 12 頁には…もう 1 つの実施例として、価格帯別出来高統計画面において、異なるマーク表示価格帯の値が同じであるとき、複数のマークを同じ価格帯に表示できるもの等が開示されており、それらは原審が法に基づいて確認したものである。

四、以上のことから、「少なくとも 1 つ」のマーク表示価格帯を選ぶとは、単一又は複数のマーク表示価格帯を選ぶことであり、そして「任意の組合せ」とは現在値価格帯、最高値価格帯、最安値価格帯、始値価格帯、昨日終値価格帯のうち 1 つ以上の価格帯に少なくとも該当するものをいう。証拠 2 には 2 つ（19.20 及び 18.75）のマーク表示価格帯を選び、その 1 つが現在値価格帯、もう 1 つが昨日終値であると記載されている。前述の 2 つの実施例から係争特許請求項 1、6 でいう「任意の組合せ」とは 1 つ以上を含むことであることが分かり、すでに原審の論明は法に合わないところはない。

五、係争特許の明細書全体の記載内容により、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が明細書を読んだ後、係争特許請求項 1、6 の「任意の組合せ」とは 1 つ以上を含むことであることを認知できるはずであり、さらに外部証拠を参酌する必要はないこと等の事情に、誤りはない。

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】 109 年度上字第 762 号

【裁判期日】 2022 年 4 月 28 日

【裁判事由】 特許無効審判

上訴人 三竹資訊股份有限公司

被上訴人 經濟部知的財産局

上記当事者間の特許無効審判事件について、上訴人が 2020 年 4 月 30 日付けの知的財産裁判所 108 年度行専訴字第 90 号行政判決に対して上訴を提起し、本裁判所は次のとおり判決する。

主文

上訴を棄却する。

上訴審の訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

上訴人は 2010 年 4 月 21 日に以「タッチスクリーン型モバイル機器向け株式相場アプリの統計価格マークを表示する装置と方法（原文：觸控式行動設備金融看盤軟體之價量統計價位標記顯示之裝置與方法）」について被上訴人に特許を出願し、特許請求の範囲（請求項）は合計 12 項（後に請求して 10 項）であった。被上訴人は出願番号第 000000000 号として審査した後に、特許を付与して、第 1417802 号特許証（以下「係争特許」という）を発行した。その後参加人が係争特許には特許付与時の専利法第 22 条第 2 項規定（訳注：進歩性要件規定）に違反があるとして、これに対して無効審判を請求した。被上訴人は審理した結果、2019 年 5 月 23 日に（108）智専三（二）04192 字第 10820486570 号無効審判審決書を以って「請求項 1 乃至 10 については無効審判の請求が成立し、取り消す」との処分（以下「原処分」という）を下した。上訴人はこれを不服として、段階を踏んで行政訴訟を提起し、原処分と訴願決定の取消を請求した。知的財産裁判所（2021 年 7 月 1 日に知的財産及び商事裁判所と改名。以下「原審」という）が 108 年度行専訴字第 90 号行政判決（以下「原判決」という）を以って請求を棄却した後、本件上訴が提起された。

二 両方当事者の請求内容

上訴人：原判決を破棄する。

被上訴人：上訴を棄却する。

三 本件の争点

1. 係争特許の請求項 1 乃至 10 は進歩性を有するのか。
2. 原判決は係争特許の請求項における「任意の組合せ」の意味を誤解しており、特許請求の範囲を解釈する原則の適用に関する誤りという違法があるのか。

四 判決理由の要約

本件原審は全ての弁論趣旨を斟酌し、証拠を調査した結果：

(一) 証拠 2 は 2007 年 6 月に公開された「XQ 全球贏家華人投資決策系統」使用マニュアルの正本であり、証拠 2 の最終ページには初版第一版の期日が 2007 年 6 月と記載されており、遅くとも 2007 年 6 月 30 日には公開されたと推定され、これは係争特許の出願日（2010 年 4 月 21 日）よりも早く、係争特許の先行技術であるといえる。証拠 3 は証拠 2 の一部をコピーした画面であり、調べたところその内容は証拠 2 と同じであり、証拠能力を有する。証拠 1、2 及び 3 はいずれも金融情報アプリであり、技術分野に関連性を有し、またその目的はいずれもユーザーが手元にある端末でリアルタイムに相場を見ることができるといえるもので、解決しようとする課題において共通性を有し、しかも三者はすべて、ユーザーの分析と参考のために価格帯別出来高の情報を提供しており、機能又は作用の共通性を有する。また証拠 2 又は証拠 3 は色で価格帯を表示して、ユーザーが統計情報と価格帯の関係をより容易に識別できるようにすることを教示しており、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者には、証拠 1、2 及び 3 の技術内容を組み合わせる動機付けがあり、係争特許請求項 1 の発明を容易になし得る。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る。；

(二) 証拠 2 の第 161 頁【画面の説明】には、青で表示された 19.20 が現在値を示し、黒で表示された 18.75 が昨日終値を示すことが開示されており、これは「前記金融商品の現在値を示すために、前記現在値価格帯に示される前記価格マークを現在値マークとし、前記金融商品の昨日終値を示すために、前記終値価格帯に示される前記価格マークを昨日終値マークとする」ことに対応し、その他のマーク表示価格帯の定義は人為的な取決めであり、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 に開示されている技術を単に変更することで容易になし得る。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 2 の進歩性欠如を証明するに足る。証拠 2 の第 161 頁には異なる色でマークを表示することがすでに開示されており、マークの表示方法は一般知識（技術常識）に属し、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 に開示されている技術を単に変更することで、異なる表示方法で価格マークを示すことができる。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 3 の進歩性欠如を証明するに足る。その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 に開示されている技術を単に変更することで、漢字、図形、又は記号で価格マークを表示することができる。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 4 の進歩性欠如を証明するに足る。；

(三) 昇順又は降順等の配列方法は一般知識（技術常識）であり、証拠 1 は自らが認める先行技術（第 5 頁第 1 段落）であって、価格帯別出来高の統計情報は通常、価格順と出来高順に配列され、配列方法はさらに昇順配列法又は降順配列法に分かれていることが開示されている。そして証拠 2 の第 161 頁には取引価格が高いものから低いものへ配列される、即ち降順配列法で排列されるものが開示されており、係争特許請求項 5 の技術的特徴はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 1、2 及び 3 を単に変更することで容易になし得る。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 5

の進歩性欠如を証明するに足る。その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者は証拠 1、2 及び 3 の技術内容を組み合わせる動機付けがあり、係争特許請求項 6 の発明を容易になし得る。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 6 の進歩性欠如を証明するに足る。;

(四) 証拠 2 の第 161 頁【画面の説明】には、青で表示された 19.20 が現在値を示し、黒で表示された 18.75 が昨日終値を示すことが開示されており、これは「前記金融商品の現在値を示すために、前記現在値価格帯に示される前記価格マークを現在値マークとし、前記金融商品の昨日終値を示すために、前記終値価格帯に示される前記価格マークを昨日終値マークとする」ことに対応し、その他のマーク表示価格帯の定義は人為的な取決めであり、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 に開示されている技術を単に変更することで容易になし得る。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 7 の進歩性欠如を証明するに足る。証拠 2 の第 161 頁には異なる色でマークを表示することがすでに開示されており、マークの表示方法は一般知識（技術常識）に属し、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 に開示されている技術を単に変更することで、異なる表示方法で価格マークを示すことができる。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 8 の進歩性欠如を証明するに足る。その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 に開示されている技術を単に変更することで、漢字、図形、又は記号で価格マークを表示することができる。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 9 の進歩性欠如を証明するに足る。;

(五) 昇順又は降順等の配列方法は一般知識（技術常識）であり、証拠 1 は自らが認める先行技術（第 5 頁第 1 段落）であって、価格帯別出来高の統計情報は通常、価格順と出来高順に配列され、配列方法はさらに昇順配列法又は降順配列法に分かれていることが開示されている。係争特許請求項 10 の技術的特徴はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 1、2 及び 3 を単に変更することで容易になし得る。よって証拠 1、2 及び 3 の組合せは係争特許請求項 10 の進歩性欠如を証明するに足る。;

証拠 2、3 及び 4 はいずれも金融情報アプリであり、技術分野に関連性を有し、またその目的はいずれもユーザーが手元にある端末でインターネットを通じてリアルタイムに相場を見ることができるというもので、解決しようとする課題において共通性を有し、しかも三者はすべて、ユーザーの分析と参考のために株式市場の情報を提供するもので、機能又は作用の共通性を有する。また証拠 2 又は証拠 3 は色で価格帯を表示して、ユーザーが統計情報と価格帯の関係をより容易に識別できるようにすることを教示しており、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者には、証拠 2、3 及び 4 の技術内容を組み合わせる動機付けがあり、係争特許請求項 1 の発明を容易になし得る。よって証拠 2、3 及び 4 の組合せは係争特許請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る。証拠 2、3 及び 4 の組合せは係争特許請求項 2 乃至 10 の進歩性欠如を証明するに足るということ等を以って、（原審は）上诉人の原審における訴えを棄却する判決を下した。当裁判所は原判決に誤りはないと認める。

(六) 本件原判決は全ての弁論趣旨を斟酌し、証拠を調査した結果、前記規定（訳注：専利法第 22 条第 2 項）を適用し、証拠 1、2、3 の組合せ及び証拠 2、3、4 の組合せは、いずれも係争特許請求項 1 乃至 10 の進歩性欠如を証明するに足ること等について、詳しく論断されている。

(七) さらに特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲を解釈するときは、発明の説明と図面を参酌することができる、特許付与時の専利法第 58 条第 4 項に規定されている。特許権の範囲は特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲は特許権の保護範囲を特定するために発明を構成する技術を記載しなければならない。特許請求の範囲を解釈するとき、発明の説明と図面は従属的地位にあり、特許請求の範囲に記載されていない事項は、もとより保護の範囲にない。ただし、明細書に記載されている特許請求の範囲は通常、保護を請求する範囲についての必要な記述にすぎず、明確ではない箇所があるかもしれない、特許請求の範囲における文言の意味に限定するべきではなく、明細書と図面を参酌してその目的、技術内容、特徴及び効果を理解し、それを根拠として実質的内容を特定すべきである。また、特許請求の範囲の解釈には、内部証拠と外部証拠を参酌でき、前者は請求項の文言、発明の説明、図面及び包袋であり、後者は内部証拠を除くその他の証拠、例えば、創作者のその他の論文著作物とその他の特許、関連の先行技術、専門家証人の見解、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者の観点、権威のある著作物、字典、専門辞書、参考図書、教科書等であり、内部証拠の適用を優先する。調べたところ、本件の係争特許の請求項 1、6 に「……前記統計情報から『少なくとも 1 つ』のマーク表示価格帯を選び、前記マーク表示価格帯には 1 つの現在値価格帯、1 つの最高値価格帯、1 つの最安値価格帯、1 つの始値価格帯、1 つの昨日終値価格帯の『任意の組合せ』が含まれ、価格マークを前記マーク表示価格帯に表示する……」等と記載され、明細書第 10 頁には最後から 5 行目乃至第 10 頁 15 行目及び図 5、図 6 には、係争特許の 1 つの実施例として、係価格帯別出来高統計画面に 5 種類の価格マークがそれぞれ 5 つの異なるマーク表示価格帯に表示されるものが開示され、明細書第 12 頁最後から 2 行目乃至第 13 頁 9 行目には、もう 1 つの実施例として、価格帯別出来高統計画面において、異なるマーク表示価格帯の値が同じであるとき、複数のマークを同じ価格帯に表示できるもの等が開示されており、それらは原審が法に基づいて確認したものである。これに基づいて、「少なくとも 1 つ」のマーク表示価格帯を選ぶとは、単一又は複数のマーク表示価格帯を選ぶことであり、そして「任意の組合せ」とは現在値価格帯、最高値価格帯、最安値価格帯、始値価格帯、昨日終値価格帯のうち 1 つ以上の価格帯に少なくとも該当するものをいう。証拠 2 には 2 つ（19.20 及び 18.75）のマーク表示価格帯を選び、その 1 つが現在値価格帯、もう 1 つが昨日終値であると記載されている。前述の 2 つの実施例から係争特許請求項 1、6 でいう「任意の組合せ」とは 1 つ以上を含むことであることが分かり、すでに原審の論明は法に合わないところはない。係争特許の明細書全体の記載内容により、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が明細書を読んだ後、係争特許請求項 1、6 の「任意の組合せ」とは 1 つ以上を含むことであることを認知できるはずであり、さらに外部証拠を参酌する必要はない。

(八) 上訴趣旨はなお以前からの主張にこだわり、原判決の法令違背を指摘し、破棄を請求しているが、これには理由がなく、棄却すべきである。

2022年4月28日

最高行政裁判所第三法廷

裁判長 胡方新

裁判官 林玫君

裁判官 蕭惠芳

裁判官 曹瑞卿

裁判官 林惠瑜

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.